

# 琉球大学大学院教育学研究科学位論文審査基準

〔平成21年6月24日〕  
制 定

この基準は、琉球大学大学院教育学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項（以下「要項」という。）第5条5項の規定に基づき、教育学研究科修士課程における学位を請求するための論文または特定課題研究報告書（以下「学位論文等」という。）の審査基準を定める。

学位論文等は、以下の基準をもって合否を判定する。

1. 研究目的が明確であり、テーマの設定が妥当であること。
2. 適切な研究方法あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的・客観的な分析・考察がなされていること。
3. 研究が独創的であり、首尾一貫した論理構成により結論が導かれていること。

ただし、要項第3条に規定する美術領域の学位論文等に代える作品は、以下の基準をもって合否を判定する。

1. 研究目的が明確であり、テーマの設定が妥当であること。
2. 適切な研究方法を採用し、それに則って十分な考察がなされていること。
3. 研究が独創的であり、一貫した考察を踏まえて作品が成立していること。

附則 この基準は、平成21年6月24日から施行する。

附則（平成28年2月10日）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。